

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成28年12月21日 第5回定例会

黒川地域行政事務組合

第5回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成28年12月21日（水曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	相澤榮君
11番	藤巻博史君	12番	堀籠英雄君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	石垣正博君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	赤間正幸君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	佐々木匡子君
会計管理者	明石良孝君
財政課主幹	櫻井浩君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	
兼教育次長	

業務課主幹	碓井 豪 君
消防本部消防長	千葉 清 君
消防本部次長	坪子 一夫 君
消防本部総務課長	佐藤 喜好 君
消防本部警防課長	早坂 和弘 君

職務のため議場に参加した職員

総務課主幹	吉村 あき子 君
総務課主事	三浦 高広 君

議事日程

平成28年12月21日（水曜日） 午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	一般質問	7 頁
第 4	承認第 5 号	23 頁
第 5	承認第 6 号	24 頁
第 6	議案第 28 号	25 頁
第 7	議案第 29 号	26 頁
第 8	議案第 30 号	27 頁
第 9	議案第 31 号	31 頁
第 10	議案第 32 号	36 頁

午後 0 時 34 分 閉会

本日の会議に付された事件

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 28 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例

- 議案第 29 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 31 号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 認定第 32 号 損害賠償の額を定め、和解することについて

午前 9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。ただいまから平成28年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、2番浅野直子さん、3番浅野俊彦君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月16日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

済みません、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、さる11月21日に開催いたしました全員協議会におきまして、宮城県から説明のあった放射能濃度が8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理案につきましては、その後に各市町村の議会に説明があり意見を頂戴し、ごみ焼却施設環境管理センターの所在いたします大和町吉田地区におきましては、12行政区を4回に分け説明会を開催いたしまして、多くの住民の方々に説明を申し上げ、忌憚のない御意見をいただいたところでございます。

また、今月末には市町村長会議が再度開催される予定となっておりますが、ごみ焼却施設を管理運営いたします黒川地域行政事務組合といたしましては、ごみ処理事業関係町村の意見をも受けまして総合的に判断してまいりますので、議員皆様の御理解をお願いいたします。

次に、昨年度から進めておりますごみ焼却炉建設工事関係についてご報告を申し上げます。

掘削を終え、工程どおりに基礎工事と順調に進められております。しかし、先に議決を賜りました掘削土のセメント固化・土壌改良を進める中で、自然由来のヒ素が検出されまして、既に掘削土を受け入れていただいております宮城県土地開発公社と対応について協議してまいりました結果、計画いたしました「セメント固化処理」を「薬品による化学的不溶化処理」に変更し、計画どおりに仙台北部工業団地内の処分地に埋め立てをすることといたしましたので、土壌改良の一部変更と経費の追加措置につきまして、補正予算の審議前に全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本年10月より組織昇格をいたしました富谷消防署について御報告を申し上げます。

消防署として指揮権限が強化されまして、消防力の充実強化はもとより予防・警防の事務処理が簡素化・迅速化され、地域に密着した消防体制が構築されておりますので、御報告を申し上げます。

次に、年末年始におけます各施設の業務予定について御報告を申し上げます。

火葬業務につきましては、年内は31日が友引のため30日まで、年明けは1月4日よりの業務とし、環境衛生センターのし尿等の受け入れにつきましては12月28日まで、環境管理センターのごみ受け入れにつきましては、関係町村の収集業務に合わせ年内は12月30日まで行い、両センターとも、年明けは1月4日より通常の受け入れとしております。

また、消防部門につきましては、年末26日から年明けの1月5日までを「年末年始特別警戒期間」として、火災予防に努めてまいります。

黒川病院につきましては、救急患者対応を除き、年内は28日まで診療を行い、年明けは1月4日より通常の診療を行うこととしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、承認第5号につきましては、本年8月の台風10号豪雨によります岩手県の被災地に対し緊急消防援助隊宮城県隊の編成に消防職員を派遣いたしましたことが、これらに要する経費につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

承認第6号は、日本損害保険協会より寄贈が決定してございました高規格救急自動車の取得につきまして、車両の艤装に要する期間の関係と寄贈側の納車時期が指定されていたことから、車両の取

得契約につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

次に、議案第28号は、平成28年8月の人事院勧告に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改正するために、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、同じく平成28年8月の人事院勧告に準じ、行政職給料表及び医療職給料表、勤勉手当の支給月数及び配偶者等に係る扶養手当額について改正するために、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第30号、一般会計補正予算につきましては、7,816万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を28億3,179万7,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費では、議員の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりました事務所移転に向け、土地建物の取得に要します4,390万円を計上しております。

衛生費の清掃費につきましては、ごみ焼却施設整備事業の建設工事費に掘削土の処理に要する経費5,970万円を追加計上するものであります。

消防費につきましては、富谷消防署のさらなる充実強化を図るために、指揮車の購入費1,404万円を計上しております

各科目の給与費におきましては、人事院勧告に準じました給与等の改定によります給与関係の経費と人事異動に伴います給与費の調整のほか、消防費では緊急消防援助隊派遣に要した経費の精査措置を行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、繰入金886万8,000円、繰越金656万5,000円、組合債5,970万円ほかをもって充てることといたしております。

続きまして、議案第31号及び議案第32号の損害賠償の額を定め、和解することについて御説明申し上げます。

まず、議案第31号は、ことし8月8日に発生した消防車両の接触事故につきまして、そして議案第32号は、10月24日に発生しました訪問看護ステーション車両の物損事故に関し、賠償の額と和解することにつきまして、議決をお願いするものでございます。

以上が提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、定例会閉会後に「ごみ焼却炉建設に伴う地元振興事業」について、全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げます、挨拶といたしたいと思います。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） 理事長の挨拶を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

発言を許します。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さきの全員協議会におきまして、放射性廃棄物の混焼についての説明会がありましたが、極めて短い時間で、かなりいろいろな問題のあるこの内容の説明としては、理解が得られないものではないかと私なりに考えております。その中で県当局は、国の環境省の説明では8,000ベクレル以下の汚染廃棄物を焼却してもバグフィルターでほとんど除去されると、そういう点から安全性については問題ないと説明されております。

しかし、東京新聞によりますと、以前の放射性瓦れき処理の焼却処分については密室で決定されてきて、実証データもなく、まさに焼却ありきの見切り発車で進められたということが報道されております。果たしてそのような環境省の安全の見解を本当に信頼していいのか、甚だ疑問に感じるものであります。

この問題については、99.99%除去説を唱えるのは、実は中国などから発生しているPM2.5が除去できるという学説がありまして、それに付着して放射性物質も除去できるのではないかという見解を引きずり、環境省がとり続けているといわれております。

しかしその後、隣の岩手県の宮古市の焼却炉の調査では80%、また、同じ福島県の鮫川村の事例では、放射性セシウムの灰中の回収量が53%から78%と、極めて漏れているという状況が出ております。また、宮古市の焼却炉の周辺の空間線量をはかった結果、風下方向に放射性物質の放出によるものと見られる変化について報告されております。

このように、空気中に放射性廃棄物が飛散している可能性があるという報告されているのであります。ガス化した放射性物質はバグフィルターでは取れないということは明らかで、このバグフィルターをつくっている会社に問い合わせても、「放射性物質を除去できる保証はない、できない」という声が返ってきているのが実態でございます。

このことは、例えばサッカーのゴールネットで野球のボールを捕獲するようなもので、焼却炉の煙突から放射性物質が屋外に放出されている可能性は極めて高いと考えられます。その空気を吸っ

た住民は、かなり高い確率で内部被曝することになると考えます。これは、99.99%除去できるとするその測定方法が、いかにいわゆるでたらめであったかということになるのであります。もともとバグフィルターとはダイオキシン対策で整備されたものであり、最近になり、放射性物質の除去に利用できるか疑問と、多くの学者などが声を上げ始めています。

このように何ら科学的に裏づけのない環境省の本当に除去されるとの見解で、宮城県知事の指導に基づき一旦焼却が始まってしまえば、放射能汚染が大気中に広がり、どうにもならなくなることは十分に予想されます。当組合焼却場の周辺に住む住民を初め、風向きや気圧の変化により、郡内、県内至るところで多くの住民の内部被曝の危険が予想されます。このことについて、理事長はどのように考えますか。改めてお伺いしたいと思います。

19日の河北新報に掲載された郡内4自治体の態度は、全て保留、あるいは検討中ということでございますが、今月末に開かれる市町村長会議までに何を基準に方針を決定するのか、お伺いしたいと思います。

私は、セシウム137の半減期は30年であり、年数がかかっても、東京電力や国の責任による安全な管理のもと、現在地に置いておくことこそ一番の対策ではないかと考えます。執行部はこのような危険きわまりない処理について、この間、郡民の将来にわたる安全性について、どのような検討をなされ今日に至っているのか、お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） ただいまの御質問でございますが、11月3日に開催されました市町村長会議におきまして、村井知事から8,000ベクレル以下の廃棄物の処理の方向性が示されまして、県内各地の農家の庭先で保管されております稲わら、牧草等について、県内の全市町村が協力し合って焼却処分を行い、減量化に取り組むとの方針でございました。そのための試験焼却を県内15の全ての焼却施設で行うということで、本組合の環境管理センターにおきましても、試験焼却を要請されたものであります。

焼却方法といたしましては、一般廃棄物に焼却させる方法で、焼却灰を安全レベルに調整しながら行おうというものであります。

当行政事務組合におきましては、11月21日に議会全員協議会を開催していただき、直接県から説明を求め、その後には、各市町村の議会におきましても説明の場があり、意見を頂戴し、ごみ焼却施設環境管理センターの所在いたします大和町吉田地区におきましては、先ほども御挨拶でも申し

上げましたが、12行政区を4回に分け説明会を開催いたしたところでもございまして、多くの住民の方々に説明を申し上げ、御意見を頂戴いたしました。

将来にわたる安全性に関してとのことではありますが、当組合環境管理センターのごみ焼却炉につきましては、ダイオキシン類排出基準値の改正強化に合わせまして、平成11年度、平成12年度にごみ焼却施設排ガス高度処理施設の整備を行いまして、バグフィルター、有害ガス除去装置等が設置されておりまして、850度以上で完全燃焼をさせ、煙、排ガスから有害ガス除去装置とバグフィルターにより、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン及びばいじんを除去しております。

また、バグフィルターにより除去しましたばいじん及び有害物質は、重金属安定化剤にて薬品処理をしまして、有害物を溶出しないよう固化、不溶化をし、管理型埋立処分場に埋め立てており、今回試験焼却の混焼を行う場合には、これらの処理方法により放射性物質を除去して、安全に安全を期して処理してまいります。

開会挨拶におきましても申し上げましたが、今月末には市町村長会議が再度開催される予定となっておりますので、ごみ焼却施設を管理運営いたします黒川地域行政事務組合といたしましては、ごみ処理事業関係町村の意見をも受けまして、総合的に判断してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平渡高志君） 再質問・答弁は質問席・答弁席にてお願いをいたします。

8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今、通告のバグフィルターの問題について触れてもいなかったのですが、答弁はなかったようですが、このバグフィルターの問題についてどのように御理解されているのかですね。やはり環境省の言うとおりの、それを何らチェックもしないで、最近の学会のいろんな情報なども調査しないでの回答のようでございますが、これまでの、いわゆるダイオキシン対策でつくり始めた平成11年度から平成12年度のバグフィルターで、従来の方法で対処していくというような説明でございましたが、私はそれではだめなんだと思います。気化することによって放射性物質が放出され、もうバグフィルターでは対応できないという実態が出ているわけですから、その辺の分析についてどのようになされているのか。先日、県の担当課にも聞きましたが、県でもやはり同じ答えの「環境省で大丈夫だから」と言っておりますが、環境省がもし間違ったということになったらどうなんだということです。

そういう点で、やっぱり各自治体が、最終的には一番住民と密着している地域の首長の皆さん方

が、その犠牲になり一番状況が住民から直接意見の出される責任のある立場ですので、そういう点では環境省だけの話ではなく、みずからの調査が必要だと私は思います。それを含めて、詳しい答弁をできる方から、そのことについてお聞きしておきたいと思います。

それからですね……再質問は15分ですか、時間。10分だけか。時間はないんですか。ないのね、では。

私は、各自治体の考え方をちょっとお聞きしたいんですが、例えば大郷町ですが、大郷町には「放射能の影響から大郷町民の生命及び生活を守り、次世代を担う子供達に美しく豊かな自然と安心して暮らせる生活環境を残し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする」ということで、「放射性廃棄物等の持込拒否に関する条例」、これは全会一致で決められた経過がありますが、条例ではこのように自分たちの命、生活を守るため放射性廃棄物を持ち込まないと決めておいて、一方、自分の町から、これは他域で生じた廃棄物でございますが、自分の町から生じた放射性廃棄物をよその町に持ち込むこと自体、私は余りにもこれは身勝手ではないかと、自分たちは持ってくるなよと言っておいて、出たものはほかに持っていくと、このことについては余りにも手前勝手な処分法ではないかと考えます。大郷町の汚染物質を大和町に搬入し焼却することにより、迷惑をこうむる多くの周辺住民の立場に立つとき、私は焼却処分に反対し、町の条例に基づき自分の町で処理することを選択すべきと思いますが、これは理事の一人として赤間町長に、理事にお聞きしておきたいと思います。

それから富谷市の場合は、直接的にはうちの焼却炉には関係ないんですが、先日の河北新報の報道によりますと、その態度については仙台市の対応を待つというようなことでございますが、仙台市で焼却試験をすることを決定してしまえば、その焼却灰は富谷市の石積埋立処分場に搬入されることは間違いないと考えます。それを仙台市に判断を委ねるということならば、焼却対策に反対を訴えている富谷市民の声を仙台市側に伝える姿勢がないのではないかとと思われると思うんです。これまでそのような放射性廃棄物とは縁のなかった富谷市民が、放射性物質がバグフィルターを素通りして外気に漏れたり、あるいは焼却灰となって市民が汚染される危険を未然に防ぐためにも、私は富谷市側からも仙台市に強く焼却反対の声を出すべきではないかと思いますが、富谷市長の見解を求めたいと思います。

それから大和町ですが、当行政事務組合の焼却場並びに最終処分場を抱える大和町として、施設周辺の住民の声の反応についてお伺いしたいと思います。

先ほど吉田地区で説明したということですが、説明した結果、どのような住民の反応があったの

か、具体的にどういう声があるのか、賛成もあり反対もあると思うんですが、その辺、町民の声がどうなのかお聞きしたいと思います。施設周辺の住民の反応についてお伺いするとともに、このバグフィルターの除去能力に問題が生じ、放射性廃棄物が飛散するようなことになれば、周辺住民が一番最初にその被害をこうむることになると思います。バグフィルターの能力についてよく調査し、周辺住民と問題を共有し、理解を深める必要が私はあると思うんですが、理事長、そして大和町長として、どのような見解を持っているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、佐野助役にお聞きしておきたいんですが、先日もちょっと通告に来て、いろいろ状況をお聞きしたところでございますが、既に当組合の施設についてはごみが満杯になっている、広く郡内から集まってくるごみが年々ふえている中で、今の状況では能力的にもかなり限界があるということをお聞きしたわけですが、果たして万が一にもこれを受け入れるということになれば、当然郡内の住民の出すごみを何らかの形でストック、あるいはとめるようなことにもなりかねないのではないかという点で、放射性廃棄物が飛散で出てくる心配とあわせてごみの収容能力についての問題も出てくると思うんですが、その辺、能力についてどうなのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

以上について、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 各理事からですか。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、バグフィルターの性能といいますか、についてということです。

お話ししたとおり、新聞報道で99%でないのではないかというような報道もあったというふうを確認しております。これは県の説明ということになってしまうので、私も直接はかったとかそういうことではないのですけれども、バグフィルターの99.99%という数字を出した際には、フィルターを通す前の濃度をはかって、通した後の濃度をはかった結果、そういう数字が出てきたというふうに聞いております。六十何%というものにつきましては、その説が正しいのかどうかというところいろいろあると思いますけれども、片方は計算上に出したものと、片方は出す前ですかね、計算上で出した後が実測でというようなお話もございました。それが一概に全て正しいかどうかということはあるかもしれませんが、そういった状況は確認しております。

それから、他町村といいますか、他県でも一部焼却処理をやっておられる県がございます。そういったところの実績等につきましても、いろいろなお話もあるわけでございますけれども、数値的なものについて、そういった結果が出ているということを伺っております。

それから町のほうで、これは今度は大和町という形の話になりますが、町のほうで地区で説明会

をいたしました。特に吉田地区の方を中心にお話をしたところでございますが、さまざまな御意見がございました。8,000ベクレルの基準はどうなんだとかそういったことから、他町村のものの処理についての疑問と申しますか、そういった声もございましたし、あとは集積後……集積後というか焼却後、そこに保管するに当たって濃度が高くなるのではないかとというような御心配もありました。それから先ほどのバグフィルターの御心配等もあったところでございます。さらには、もし燃やしても灰は地元に返してほしいとかですね、あとはモニタリングとかそういったものをきちんとやってくれというようなことで、いろいろなお話、御意見がございました。

これらの意見を受けとめながらやっていかなければいけないと思っておりますが、例えば、もし処理するに当たっても、宮城県全県下でというお話があるわけでございますので、一部の町村といった負担ではなく全県下の処理というような部分もあつてしかるべきではないかというような御意見もありまして、そういったことについて御意見を伺ったところでございます。

最終的にはそういった意見から総合的な判断をしながら、これから決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 理事赤間正幸大郷町長。

○理事（赤間正幸君） 千葉議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

町といたしまして、廃棄物を持ち込まない条例を制定いたしております。そうした中で、大和町に持ってくるのは矛盾しているんじゃないかというお話でありますけれども、今、黒川地域行政事務組合は4カ市町村で構成をいたしております。そうした中で、今焼却炉につきましては大和町、大郷町、大衡村で焼却処分をしている中で、そうした構成員の一自治体として、黒川地域行政事務組合の焼却炉で焼却することに対しては、何ら問題ないと私は考えているところであります。

ただ、その設置場所の吉田地区の皆様方の御意見等を尊重しながら、今後それら皆様方の意見を尊重しながら町としても焼却をお願いするほかないなと思っております。まず黒川地域行政事務組合の一構成自治体ということで、何ら問題はないと思っております。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 理事若生裕俊富谷市長。

○理事（若生裕俊君） おはようございます。私から、ただいまの千葉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、今回の件につきましては、当富谷市には放射性汚染廃棄物がないという状況の中で、本市域に焼却灰が持ち込まれるということに対しては、一概に賛意を示せるものではござい

ません。しかし、今回県で示された背景には、東日本大震災から5年9カ月以上が過ぎた中で、いまだに県内各地に大量の廃棄物がそのままの状態で見捨てられている、そしてまたその9割以上が民間の方々の土地に放置されて置かれているという状況を考えれば、今回、宮城県内の全市町村が協力し合ってその対処をすべきではないかという提案に対しては、理解ができるところでもございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、そういった状況の中で、現在のところ仙台市はいまだに試験焼却についても決定をしているわけではございません。その段階で、早々と富谷市が持ち込み反対と申し上げる、またはそういうこちらの意向を示すべきではないという思いでございましたので、まずは仙台市市長がどういう方針を示すのかを待って、その段階でまた、その経過の中では地元石積地区の住民説明会も行われるわけでございますので、そういった地元の住民の方々の声もいただき、最終的に判断をしていきたいと考えております。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 現在の焼却施設の処理、規模からしまして満杯という点についての説明をさせていただきます。

確かに、現在日量約50トンが平均で入ってまいりまして、月曜日から金曜日まで搬入されます。それを土曜日、場合によっては日曜日も焼却運転をしまして、1週間で入ってきた分を焼却処理をしているというのが実態でございます。そのような中で、試験焼却を仮にやるとなれば可能なのかという御質問だと思いますが、県で示している最大1トンという部分からいたしますと、県内の15施設、限度を1トンにするということで、組合の環境管理センターがそのまま適用ということではなく、数量的には何百キロという数値になると思いますが、この辺は具体的にまだ算出されておられません。そういう中で、県側の考えを受けた場合には、当然一斉にという意味合いから現在進められておりますので、一斉にやる場合はということになれば、地域から搬入されるごみの焼却をとめるわけにはまいりませんので、場合によりましては、昨年の災害廃棄物処理の実績もございまして、県といたしましては県内一斉という意味合いで、そういうような通常入る分をよそにお願いするとかということも計画可能かと判断しております。そういう1日に搬入される中で、管理センターは管理センターなりの処理数量が決まってくるのかなと考えております。

おっしゃるとおり、現在処理オーバーの状態ゆえに、平成30年4月に向け新炉の整備を進めさせていただいておるわけでありまして、実態に応じた数量というふうに考えておりますので、御理解いただきます。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番(千葉勇治君) 最後になりますので。浅野理事長から最初の説明があったわけですが、いろいろ数字の情報は、いわゆる100%ではないという情報などもつかんでいるというか、それなりにそれはそれで見ているということでございますが、実際この測定の方法というのは、何で99.99%になったかということですが、これは環境ジャーナリストのアオキさんという方が出した内容なんです。実は燃やして上がっていったいわゆる灰、煙ですか、それからバグフィルターを通して、通る前と出た後ということで見ているわけですが、ところがその最初の入り口の段階に付着しなければ、全然それはどこに消えたかというよりも、バグフィルターに入る以前に抜けていってしまうということで、それがつかめないのが1割から2割、ものによっては3割あるということで、実際に放射性廃棄物を持って行って焼いた結果、それは水には流れないということになっておりますので、そうしますと、結果的にその数字が、10分の1になるか100分の1になるかちょっとわかりませんが、それがわかると。その灰ではバグフィルターを通してゼロになっているのは、ではどこに行ったかと。灰にまざっている量以外にですよ。本来50のものを持って行って、何ぼ燃やしてもそれは残るわけですから。それが、バグフィルターを通じてみたところ全然出なかったでは、もともとバグフィルターの入り口に付着する段階でもうなくなっているんですよ、空気に気化して。そういう見方が問題だということ、この筋で言っているんですがね。私はそういう点で、もう少し精査をする必要があると思うんですが、この学会の説明が必ずしも100%正しいとはいわれておりませんが、ただ、間違いなく99.99%除去できるということは、極めて困難ではないかというような話がございます。

そういう点で、もう少し数字的に、もっと状況を見ながら、県が来年から始めるというそれに何も合わせなくとも、もう少し科学的な根拠が出てきた段階で処理に組み入れていってもいいのではないかと私は思うわけなんです。例えば吉田の住民の声ではいろいろ出たということですが、反対の中に8,000ベクレル云々、他町村の声がどうのこうのということですが、この中でやはりバグフィルターの件も出ているということですが、どのような声があって、町ではそれに対してどう答えたのか、それについてちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから大郷町では、4カ市町村で構成しているといいますが、今回の放射性物質の処理については、先ほども申し上げましたが30年が半減期で、そうした場合に、必ずしも焼却しなくとも例えば堆肥化するとか、あるいは半減期、半減期でかなり弱くなった段階で処理するとか、そういうみずから力で処理する方法もあるんですね。これは県にも言っているわけですが、実際ここに私が堆肥化について県に聞いた結果もあるんですが、焼却しなければもう何ともならないという方法で

はないんです。ですから、せめて自分たちの町で出たものについては、東京電力なり国なりに強く安全対策を求めながら管理していき、その中で堆肥化なども考えていくような方法があっただけではないかと私は思います。それを焼却にして、こういう危険性が考えられる中で、必ずしも慌ててする必要はないという感じを受けているわけです。その点について、改めて町長の見解を聞いておきたいと思います。

それから、富谷市長の答弁で、いわゆる仙台市が最終的な決定をしていないのに富谷市が早々と反対してもいかなものかということですが、仙台市はもうそれはそれで煙の問題、煙突から出ていくことによる被害も考えられるわけですが、その灰は間違いなく富谷市に来るわけですから、そうした場合に、逆に仙台市が決める以前に富谷市の姿勢を示していくのが、順序とすれば最初ではないかと私は思います。石積地区についてはまだこれから説明するというところでございますが、そういう点で今の段階からこういうものが話としてあるんだがということでも聞きながら、仙台市なり県に姿勢を出していくのが、富谷市として一番最初に取り組むべきものだと私は考えますが、見解をお願いしたいと思います。

助役についてですが、まだ県では具体的にどのぐらい持ってくるかが決まっていないういいます、実際我々に大郷町の分……大郷町は今度どうなったか、大衡村の分が幾ら、大和町の分が幾らということで、数字は出ているわけですね。燃やす量の試験的な数字が。そうした場合に、おのずからトン数が出ているわけですから、算出というのはされていないというような答弁でございましたが、私はその数字はこちらの能力に応じた数字ということで、果たして流動的な数字なのか。そうすればそうするなりに、このぐらい持ってくるから試験に協力してくださいと言っているながらも、流動性があることによってあの約束も守られない、あるいは地元のものも焼却できないと、ほかからのものだけということもあり得るということで、どうもこの算出されていないということについて、私の理解の問題があるのか、その辺の数字は私は既に出ているものがあると思うんですが、その出ているものがあって、能力のないうちの焼却施設で対応するということになれば、当然、ある面で住民に何らかの形で抑えてもらうなり、あるいはストックする量が別にふえてくるなり、そういう問題が出てくるような気がしてならないんですが、その辺についてももう一度答弁をお願いしたいと思います。

放射性物質を焼却して処理するというこのやり方は、世界でも初めてといわれております。初めての試みであり、環境省の安全性の大きな根拠としている99.99%の除去量が、既に学会では破綻しているといわれており、私は人命を軽んじる極めて危険な施策と考えます。せめて国内外の研究

機関などで科学的な対策が明らかになるまで、東京電力や国の安全な対策のもと、ただ静かに半減期を待つことこそ一番の対策と考え、4自治体が焼却処理反対の声を宮城県知事に何としても出すことを強く求めて、改めてこのことについても理事長の見解をお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、先ほどの吉田地区の住民の皆さんに対する答えと申しますか、町としてということではなく、これは県の説明でございましたので、町というよりも県からの回答という形になっております。

例えば8,000ベクレルの基準とかといったものについてですが、これにつきましては、焼却埋め立てにおける作業員や住民の被曝量が年間1ミリシーベルトになる放射性物質量をシミュレーションした結果、8,900ベクレルという数字が出てきたので、8,000ベクレルに抑えたというような説明だったというふうに思っております。

保管の関係で、何十年もたつて不安だということにつきましては、保管につきましては放射線量、放流水、そういったモニタリングを実施して、安全の確認、また結果の公表をきちんとやりますという話でございました。

バグフィルターにつきましては、先ほど申し上げたような見解であったということで、環境省が実測して除去されるものであったということです。

焼却灰を地元に返してほしいという話につきましては、本格焼却の際につきましては、返す可能性も含めて検討するということですが、試験焼却においては返さないということで御理解をいただきたいというような御意見等々でございました。

そういうことで、町の範としましてということでございますけれども、静かに待つということも方法の一つとしてはあると思います。ただ、いつまで待っていいのかとか、保管している場所の問題とかということもありますし、復旧復興という部分についての、これを孫子の代まで残していいのかという考え方もあると思います。

そういうことがありますので、いろいろ考え方は進めてまいりたいと思いますが、ただ、先ほども申しましたけれども、県全体で処理するという基本的な考えにつきましては、私もそうだと考えております。したがって、結果的に施設を持っているところ、あるいは焼却炉、あるいは処分場を持っているところだけの負担ということではなく、処理するにしても全体でやるということは、私は大事なことだと思っておるところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 理事赤間正幸大郷町長。

○理事（赤間正幸君） 千葉議員の質問に再答弁させていただきたいと思います。

自然に半減期を待ってもいいのではないかという御意見が最後にあったようでありますけれども、さらにはすき込みなり堆肥化ということでありますけれども、やはり一自治体、一つの町がすき込み、あるいは堆肥化等々をしながら、またその後、それら等によって農産物等々に万が一セシウムが検出されたとなることによって、あるいはまた検出されなくとも、大郷の町で放射性廃棄物を含んだ稲わら等を農地あるいはまた採草地にすき込んだというような風評被害が出る可能性もあると思います。あるいは、宮城県全体の自治体がそれぞれ堆肥化なりすき込みを、100ベクレル以下とか400ベクレル以下が問題ないというような方針で一斉にそろうのであれば、私は好んで、（聴取不能）してすき込み等をしてまいりたいと思いますが、一自治体がまずもって取り組むべきではないなと思っております。

そうした中で、国あるいは県の方針に従って混焼処分するのが一番ベターかなと思っております、そうした中で今回構成自治体として混焼をお願いするという方針でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 理事若生裕俊富谷市長。

○理事（若生裕俊君） ただいまの千葉議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

決して本市域には存在しない中で受け入れることに対して賛意を示せるものではないということとは、先ほど答弁したとおりであります。

しかし、今回は宮城県内全市町村でこの問題に取り組もうと、前を向いて今進んでいる段階で、早々と我が富谷においては反対だということを表明することが、決していいことではないと思っておりますので、先ほども申し上げましたように、まずは仙台市がどういう判断をするか、そして地元住民への説明が行われ、地域の住民の方々の声がどういうふうに出てくるか、そしてまたその辺の全体の推移を見守った上で最終的には判断すべきもの、その辺は慎重に行動すべきということで現在に至っているところでございますので、御理解を賜ればと思います。（「ありがとうございます。よろしく申し上げます」の声あり）

○議長（平渡高志君） 佐野助役の答弁はいいんですか。（「そうだ、そうだ」の声あり）佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 先ほど申し上げました数量的に出ていないということは、1日に何百キログラム混入するとかそういう数字が出ていないということで、郡内に保管されている量からしまして、1日幾らを焼却すれば何年かかるという数字は出てまいります。

ただ、現状の焼却からして、1日当たりの混入量を幾らにするべきか。要するに、最終的に出てくる放射能濃度が何百ベクレルまでにする場合に幾ら混入可能かという部分が出ていないということでありますので、管内の保管量からする場合、これは幾ら混入した場合ということは、出てまいります。1日当たりの試験焼却に向けての数量が出ていないということで、御理解いただきます。以上です。（「よろしくお願ひしたいと思ひます。半減期を待って、もう少しレベルが下がった段階でも十分だと思ひます。よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（平渡高志君） 以上で、8番千葉勇治君の一般質問を終了します。

次に、2番浅野直子君。

○2番（浅野直子君） 通告に従ひ、1件質問させていただきます。

「公立黒川病院で産後ケアの充実を」と題し、質問いたします。

県内の人口増加を見ますと、黒川圏域は企業などの進出などにより、転勤族の増加に伴う子育て世帯の人口が伸びております。地の利を生かした自然豊かな黒川地域は、国道4号線を中心に団地開発、企業誘致があり、発展してきました。それに伴う若い世代も多く、全国から移住し、生活基盤を整え、子育てに仕事に頑張っております。各自治体につきましても、子育てに対する支援の取り組みが進められております。

しかしながら、特に若い母親は、さまざまな環境の中で子育てに対する不安や悩み事、孤独感を感じるなどの訴えが多いことも事実であり、行政の子育て支援には幅広い取り組みが求められます。各市町村においては、子育て世代包括支援センターの設置などが推進され始めました。

そのような中で、私は今回、公立黒川病院は指定管理ではありますが、病院での産後ケアの充実を求め、質問いたします。

転勤族が多いため、里帰り出産や家族の支援で出産ができて産後ケアを受けられる方はよいのですが、出産して退院後の心身のケアがうまくいかないと、子育てに対する影響、家族構築にも支障が出てまいります。毎年11月は児童虐待防止推進月間になっておりますが、ことしも多くの児童虐待の報道が流れ、救えた命ではなかったかと悔しさと無念さで、地域のつながり、支援のあり方も問われました。厚生労働省の報告では、2003年から2012年の調査で、虐待で亡くなった子供の44%はゼロ歳児で、1カ月以内は約2割、加害者の9割は母親です。悲しい結果です。

私は産後ケアの大事な視点から、宮城県で行われている産後ケアの助産院、「とも子助産院」の院長とお話をさせていただきました。産後ケアを求める新米ママはたくさんいる中で、費用面での

各自治体の補助が行われていないため、個人の負担が通院で8,000円となっている状況もあり、なかなか一步を踏み出せない環境になっております。国の施策では、国負担が2分の1、自治体の負担が2分の1で支援できるようになっております。

産後ケアについては、全国で約105カ所以上の設置がありますが、東京都では先進的に行われております。各自治体の産後ケア事業の中で、世田谷区の産後ケアの事業についてお話をさせていただきますと、産後のお母さんを応援しますということで、産後4カ月未満の母子を対象に、母体ケア、乳児ケア、育児相談、指導などを行っております。「せたがや子育て利用券」を発行し、ショートステイやデイケアに日帰りで利用できるようになっております。産後に育児不安や体調不良があり、家族から支援を受けられない方など条件はありますが、積極的に取り組んでおります。利用した区民の方のお話によりますと、1泊2日で6,400円ということでした。全国的には、助産師が常駐し宿泊できる産後院がふえておりますが、仕事を抱える女性も多く、自宅訪問を行う産後ケアの支援も行われており、仕事へのスムーズな復帰を促す効果につながっております。

そのようなこともあり、産後鬱にならないためにも、病院での産後支援事業の推進をぜひ求めたいと思います。指定管理になっていることから、難しい課題もあると思いますが、今後の黒川圏域での地域住民支援において、病院での子育て支援事業は大きな役割を果たすものと考えています。

外部職員の導入も考え、黒川病院として住民から広く愛されるよう、地域医療の先進例として子育て支援の重要性を訴えさせていただき、以下質問させていただきます。

- 1、黒川病院での産後ケア事業について見解を求め、質問いたします。
 - 2、日帰り型、宿泊型の支援は、他の地域でも取り組んでいる事例がありますが、課題はあるのか質問いたします。
 - 3、黒川病院で出産可能になるように、どのように推進されておりますか。
 - 4、広域に産婦人科が少ないことに対する見解はとお伺いし、質問をいたします。
- よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それではただいまの御質問でございますけれども、公立黒川病院は、指定管理者制度によりまして公益社団法人地域医療振興協会に管理・運営を委ねておりますので、病院における考え方よりお答えをしたいと思います。

まず、黒川病院におけます産後ケア事業についてであります。黒川病院内での産後ケアにつきましては、母乳トラブルがある場合などに外来での授乳支援を行っております。医師の診察と助産

師による乳房マッサージ及び授乳、育児指導を行い、継続した支援が必要な場合には、通院により対応をしております。状況によりましては病院から市町村の保健師に情報の提供を行っております。

また、院外活動といたしましては、大和町、大衡村の委託を受けまして、2町村につきましては母子新生児訪問を助産師が行っております。訪問の中で産後鬱などがうかがわれる場合や家庭環境に問題がある場合には、町村の保健師も一緒に訪問をしておるところでございます。

次に、日帰り型、宿泊型支援の取り組み、そして課題についてであります。日帰り型につきましては、外来で医師と助産師が対応しておりますので問題はありませんが、産後鬱の方や入院が必要な方につきましては、黒川病院での対応が困難でありますので、専門の医療機関へ紹介することになりますが、紹介医療機関の確保が困難な状況にあります。

また、宿泊型につきましては、母子を受け入れる環境が整っていないこともありますし、また24時間対応してまいりますための医師、専門スタッフの不足から、難しい状況でございます。

次に、黒川病院で出産可能になるように、どのように推進しているのかであります。産科の医師確保に向けましては、東北大学病院や宮城県にこれまでもずっとお願いをしてくれておるところでございます。

また、広域に産婦人科が少ないことに対する見解でございますけれども、産科医師不足につきましては御承知のとおりでありまして、東北大学病院におきましては、出産を県内5カ所の医療機関に絞り込む方針もあり、東北大学病院からの派遣はなかなか難しい状況といえます。

さらに、産婦人科学会におけます考え方といたしましても、安全な分娩環境を考慮し、複数の産婦人科医を集中配置する考え方が出されておりますが、病院の経営、採算面から、複数の産婦人科医を配置する場合は、年間500から1,000に近い分娩件数がないと採算が取れないこともありまして、今日の黒川地域におけます出産の実態を踏まえましても、黒川病院としての複数の産婦人科医の配置は難しいものもでございます。

そのようなことから、東北大学病院からの派遣はなかなか難しい状況であります。これからもお願いをしておりますけれども、そういった実態でございます。

○議長（平渡高志君） 再質問は、暫時休憩後でお願いします。

暫時休憩します。会議の再開は10時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問を認めます。2番浅野直子君。

○2番（浅野直子君） それでは、再質問させていただきます。

黒川病院では、先ほど通院型といいますか、支援を行っているというふうにお伺いをいたしました。ほとんどが大体にして助産院での支援が多いわけなんですけれども、黒川圏域の状況では、黒川病院を拠点に施設の充実を求めるのがいいと考えるので、ぜひ黒川病院で、空きベッドがあるからできるということではございませんが、やはりそういった宿泊型の支援ができるように改良するのもいいのではないかと思います、そのこともお伺いしたいと思います。

もう一つ、指定管理であるために事業の展開といいますか、大変難しいところもあると思いますが、新しい黒川病院の発信という意味では、若い方々もたくさんいらっしゃいますので、やはりもっと黒川病院での産後ケアが充実しているということの発信をすべきではないかと思っております。そこのところもよろしくお願いたします。

そして、補助に対してなんですが、各自治体におかれましても2分の1での支援ができるということでございますので、今、東京都、宮城県におきましても、1日の日帰りが8,000円、またこれは異常があるから通院するというのではなくて、健常者の方もしっかりと母子等ともに安静にできるようにということでこういった金額になっているわけなんです、日帰りで8,000円、高いところで宿泊が2万5,000円というような形になっておりますので、こういったところを2分の1でも支援をしていただければ、またよりよく若いママたちがそこに集うということもできるのではないかと思いますので、自治体の方々の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 取り組みについては、先ほど申しましたとおりの形になっております。

宿泊型ということでございますけれども、部屋はあるといいますか、ただスタッフの問題とかそういうこともございますので、こういった情報の発信につきましても、地域医療振興協会といういろいろそういった話し合いをする必要があるんだろうなと思っております。

今後の求め方、これは病院ということもありましょうし、先ほどの補助につきましても私が幾らできますとは言えませんので、それは各町村の考え方があっておりますけれども、そういったことについては、それぞれの町村でしっかり対応されているのではないかと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子君。

○2番（浅野直子君） それでは、質問させていただきます。

助産師の問題、職員の問題等はあると思いますが、宮城県の助産師協会などに派遣の要請をするとかといった方法もあるかと思います。積極的にそのことは取り入れていただきまして、当然ながら宿泊型とかというふうになりますと、予約制とかさまざまな取り組みができるかと思います。そうしますと費用の面でも抑えられると思いますので、派遣事業、外部職員を入れるということには課題はあるかと思いますが、やはりそういった前向きな姿勢も必要ではないかと思います。再度質問させていただきます。

そして、何よりもやはり黒川病院での出産が望まれるわけなんですけど、今一般の民間の産婦人科におきましては、通常出産は平均60万円といわれております。42万円の補助はございますけれども、今予約をしないと出産できないというような状況もたくさんあるものですから、そういった意味でも、ぜひ医師の確保というところでは御努力をさせていただいているということでお伺いをさせていただきましたが、もっともっと積極的に取り組んでいただきまして、やっぱり黒川病院で安心して子育て支援ができて、そして安心して黒川病院での通院ができる、出産ができるというふうに住民に対しての幅広い理解、さらなる拠点病院としての発展のために、再度医師の確保についての御答弁を求めたいと思います。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、助産師ということでございますけれども、今、黒川病院には5名おいでです。配属の関係もいろいろとあると思っております、一概にその人だけを集めるというわけにはいかない関係もあるのかもしれませんが、産科にだけですね。今は助産師が看護師の役割もやっているわけですから、そちらに全部とってしまっただけで看護師が少なくなるとかといったことになってはまずいということもありますので、その辺は先ほども言いましたけれども、病院の考え方、あるいは病院にこういう考え方があるということ、皆さんの考えがあるということをしっかり伝えて、今後そういったことができるだけ皆さんの希望に沿えるように、すぐなるかどうかはまた別としまして、そういったお話し合いをしていきたいと思っております。

医師の確保ということについてはそのとおり、これは産婦人科が今おいでではないんですが、医師の確保というのは産婦人科に限らず非常に大変な状況でございます。幸い、このごろ小児科の方に来てもらうとか、そういった形で少しずつ充実はしてきていると思っております。

なお、その産婦人科につきましては、今婦人科だけでございますので、そういった努力は我々もやっっていかなければいけないと思っております、東北大学病院はああいった考え方ではあります

けれども、東北大学病院あるいは宮城県にも、町として、黒川行政としてそういった希望があることをしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

以上です。（「大変ありがとうございました」の声あり）

○議長（平渡高志君） 以上で2番浅野直子君の一般質問を終わります。

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第4号））

○議長（平渡高志君） 日程第4、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第4号））を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書1ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算）について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

平成28年度黒川地域行政事務組合の一般会計補正予算（専決第4号）でございますが、まず、歳入歳出予算の補正につきまして、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,363万3,000円とするものです。

次に、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

消防費について209万5,000円を追加させていただいたものでございます。平成28年9月5日に専決処分したものです。

この専決第4号につきましては、8月の台風10号で壊滅的な被害を受けました岩手県岩泉町に対し、総務省消防庁より出場要請を受けまして、消防職員の派遣に要する経費について、早急にこれらに係る経費について専決処分させていただいたものでございます。

また、これら経費については、国庫支出金、緊急消防援助隊活動費として交付をされるものです。

それでは、別冊の補正予算に関する説明書で説明させていただきます。

まず、1ページ、2ページにつきましては、歳入歳出を総括したものでございます。209万5,000円が消防費の追加額となっております。

次に、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款国庫支出金1目消防費国庫負担金といたしまして、209万5,000円を追加したものです。緊急消防援助隊活動交付金を見込むものでございます。

次に、3款歳出でございます。

5款消防費1目常備消防費、緊急消防援助隊派遣のために1隊7名を編成いたしまして、第8次隊までの派遣に係る経費を計上させていただいたものです。

9款の旅費、日当でございます。

11節食糧費、あとはマイクロバス借り上げ料といたしまして、209万5,000円の追加を早急に専決処分させていただいた内容でございます。

御承認よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（高規格救急自動車の取得）

○議長（平渡高志君） 日程第5、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（高規格救急自動車の取得）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。議案書4ページ、5ページをお開きください。

高規格救急自動車の取得について、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

取得する財産は、高規格救急自動車1台です。

取得財産の価格については、1,799万8,200円です。

取得の方法は、随意契約となります。

契約の相手方は、仙台市宮城野区苦竹二丁目二番一号 日産プリンス宮城販売株式会社です。

別冊の承認第6号関係説明資料をごらん願います。

事業経過に整理しておりますが、今回の車両取得につきましては、日本損害保険協会から車両の寄贈を受け、組合で艀装するものでありまして、さきに必要な経費の予算措置をお願いしたものであります。

寄贈側からの納車時期等の要望により早々の契約が必要とされたため、専決処分をしたものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 取得の方法について随意契約ということですが、このことについてなぜ随意だったのか、その辺の補足説明があればいいかなと思ったんですが、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 契約相手方が日産プリンス宮城販売株式会社となっておりますが、日本損害保険協会からの車両が日産車両ということがありましたので、日産自動車との随意契約ということになりました。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。（「いいです」の声あり）ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（高規格救急自動車の取得）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第28号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案第28号について御説明いたします。

議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第28号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、国の人事院勧告に基づきまして、組合の場合ですと助役でございます期末手当について、0.1月をプラスするものでございます。

第1条と第2条がございますが、第1条が平成28年12月期から適用となり、第2条につきましては平成29年度以降について、同じくトータル年0.1月プラスとなるよう改正する内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第28号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第29号について御説明いたします。

議案書7ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましても、国の人事院勧告に基づきまして、第1条につきましてもは一般職の勤勉手当について0.1月分をプラスするものでございます。

7ページから13ページの行政職給料表及び医療職給料表につきましても、国に準拠した改正でございます。

13ページの第2条につきましてもは、扶養手当につきまして平成29年度から段階的に改正、勤勉手当につきましても、平成29年度以降について適用になる改正内容でございます。

この給与改定につきましてもは、関係市町村での改定と同様の内容で改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第29号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本会議を一時休会し、議会全員協議会を開催いたします。

午前11時27分 休会

午前11時55分 再開

○議長（平渡高志君） 本会議を再開いたします。

日程第8 議案第30号 平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第30号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書17ページをお開き願ひます。

議案第30号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）につきましてもは、歳入歳

出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,816万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,179万7,000円とするものです。

次に、第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は18、19ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、第2条債務負担行為の追加でございますが、20ページでございます「第2表 債務負担行為補正」によるものです。

事務所改修設計業務委託を追加するもので、期間は平成28年度から平成29年度の2カ年度で、限度額550万円とするものです。土地、建物の取得後に事務所として使用するための改修設計業務を委託するものでございます。

次に、第3条地方債の補正でございますが、同じく20ページになります。

ただいまの全員協議会にて土壌についての説明がありましたが、この分を追加いたしますことにつきまして、工事の追加額に起債を充てるということにいたしまして、2億7,460万円に変更するものでございます。

それでは、別冊の補正予算に関する説明書で御説明申し上げます。別冊をお開き願います。

別冊になりますが、4ページ、5ページにつきましては、歳入歳出予算を総括したものでございまして、7,816万4,000円の追加となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入でございますが、3款国庫支出金2項国庫負担金1目消防費国庫負担金76万7,000円を減額いたしまして、132万8,000円でございます。

この減額につきましては、専決第4号で緊急消防援助隊派遣に係る経費を計上し専決させていただいたものでございますが、派遣に係る経費といたしまして、精査した結果、76万7,000円の減額となったものでございます。

この活動費につきましては、組合の広報等でも活動の報告として掲載しておりますが、第8次隊までの要請に対しまして、第3次隊で派遣要請が終了しましたことによります精算の減額となっております。

次に、6款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金を886万8,000円を追加いたしまして、2,743万7,000円とするものです。

次に、7款繰越金につきましては、前年度よりの繰越金を予算措置したものでございます。繰越金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、8 款諸収入につきましては、前年度、昨年の水害に対する事務所の共済金といたしまして、379万8,000円が町村会加入の保険で支払われておりますので、追加したものです。

次に、9 款組合債 1 目衛生費5,970万円を追加し、2 億7,460万円とするものです。

ただいまの説明でありましたとおり、追加分を起債で行うということに対しまして、追加させていただきますのでございます。

以上が、歳入の内容でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、2 節から 4 節の人件費につきましては、総務管理費、保健衛生費、8 ページの清掃費、消防費、9 ページの教育総務費におきまして、人事異動及び人事院勧告に準じました給与等の改定に伴い、精査したものであります。

7 ページに戻っていただきまして、2 款 1 項 1 目一般管理費13節の委託料につきましては、7 月に全員協議会にて説明しておりますが、事務所移転に伴い移転先の事務所の改修設計業務に係る経費550万円を計上しております。

17節の公有財産購入費につきましては、事務所移転に伴う土地及び建物の購入費、合わせまして4,390万円を計上しております。

最後に、10ページから12ページにつきましては、給与費明細書になっておりますのでごらん願います。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 続きまして、火葬場費につきまして御説明を申し上げます。

8 ページの上段をお願いいたします。

4 款 1 項 2 目火葬場費につきましては65万9,000円を追加し、総額を2,927万6,000円に補正をお願いするものであります。

15節工事請負費におきまして、現在故障しております斎場の待合室のエアコン 1 台を更新するための経費につきまして、追加補正をお願いするものであります。

また、中段の 4 款 2 項 3 目のごみ焼却施設整備事業費につきましては5,970万円を追加し、総額を 9 億5,239万9,000円に補正をお願いするものであります。

15節工事請負費におきまして、現在建設中のごみ焼却炉工事におけます自然由来のヒ素が検出された掘削土につきまして、セメント固化処理を一部薬品による科学的不溶化処理に変更し、土壌改良に要する追加経費の補正をお願いするものであります。

なお、提出しております補正予算の議決後には、変更契約の締結につきまして専決処分をさせていただきます、早々に掘削土の薬剤処理を進めさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

衛生費の説明は以上です。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、5款1項1目常備消防費の9節から御説明申し上げます。

9節、11節、14節につきましては、財政課長からも御説明がありましたとおり、8月末に発生しました台風10号の通過により、岩手県岩泉町への緊急消防援助隊の出動に係る経費についてでございます。

当初、第8次派遣までの計画で専決処分をいただいておりますが、その活動が第3次派遣までの活動で終了いたしましたので、それぞれの額について減額補正をするものでございます。

2目消防施設費18節の備品購入費につきましては、ことし10月1日付で消防署に昇格した富谷消防署に指揮車を整備するものでございます。

これにつきましては、来年度、平成29年4月から富谷消防署の人員が6人増強され、警防隊2隊、救急隊2隊の運用が開始されますことを踏まえ、早期に指揮体制を確立することを目的として、指揮隊専用車両を購入するものでございます。この車両につきましては、発注から納車まで7カ月から8カ月ほどの期間を要することから、承認いただければ年明けの1月に発注し、7月か8月には納車されることとなります。

以上で、平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 皆さんにお諮りしますが、この前の全員協議会では引き続き遅くなくてもやるということだったのですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、5分間だけ休憩してから質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時08分 休憩

午後 0時11分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） 事項別明細書の8ページですけれども、火葬場費のエアコン交換の件でお尋ねしますが、ただいま2基あるかと思いますが、その2基は火葬場をつくったときと同時に入れたものかの質問。もしそうであるならば、この際2基とも取りかえることができなかつたのかという質問です。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） お答えいたします。

今、千坂議員がおっしゃられたエアコンというか暖房機ですけれども、待合室のところに和室とフロアの部分があるんですけれども、フロアの部分のことをおっしゃられているのかなと思います。そちらではなくて、畳の部屋、和室が3部屋あるんですけれども、真ん中の部屋のエアコンが、16年使用した中で、今修理するための部品がないということでの更新をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第30号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 31号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第31号損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 議案第31号損害賠償の額を定め、和解することについて説明いたします。

平成28年8月8日大和町もみじヶ丘三丁目三十四番囲い町道交差点で発生した接触事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては、相手方が示されておりませんので、別紙で議会終了後回収させていただきます。議案説明資料第31号をお開きください。

事故概要につきましては、平成28年8月8日午前6時36分ごろ、大和町もみじヶ丘三丁目地内で発生した火災現場に出場した黒川消防署、当時富谷出張所配属の大型水槽車が火災現場方面に左折しようとしたところ、左側後輪が縁石に接触しそうになったので、切り返しのため分隊長の誘導のもと車両を後退させようとしたときに、相手車両の左側前部に消防車両の右側後部を接触させ、破損させたものでございます。

損害額につきましては、当方車両の接触により停車していた相手車両を損壊させた損害であり、過失割合を黒川地域行政事務組合が100とし、損害額24万4,771円を支払うものでございます。

火災につきましてはぼや火災で済みましたが、事故につきましては、分隊長がホイッスルによる誘導の最中に相手車両にもう少し下がってもらうようお願いをしていたときに接触してしまったもので、本来であれば、分隊長はここで消防車両を一旦停止させてから相手車両のところへ行くべきであり、また、機関員は機関員で、誘導に当たっていた分隊長のホイッスルの音が途切れたのですから、何かあったものと判断して停止しなければならなかったものと判断しております。

昨年の9月12日の事故に引き続きの事故になってしまいました。昨年の事故後、「緊急自動車安全運転5則」なるものを提唱し、搭乗者全員での安全確認や後退時の誘導員の配置など、徹底して事故防止に努めてまいりましたが、今回このような事故を起こしてしまいまして、大変申しわけございませんでした。

以上で、事故概要について説明を終わります。

- 議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番早坂豊弘君。
- 13番（早坂豊弘君） 今説明がありましたとおり、昨年も事故を起こしているということがあります。損害額というよりも、分隊長の誘導があったということもありまして、その辺の安全義務、そして安全講習で、例えば水槽車ということで、大型の車でフロント2軸の4輪ということもあって、ハンドルが切りにくい車といったものも自覚しながら運転している中での事故ではないかなと理解します。

幸い人身事故ではなかったのはよかったのかなと理解しますが、消防署でこういった緊急車両において、どのように周知徹底を図りながら交通安全義務、そして交通安全指導をやっているのか、まずお聞きします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

去年の事故にさかのぼって考えますと、去年の事故につきましては、やらなければならなかった誘導をつけなかったがゆえに発生してしまった事故だということで、今回そういう部分を徹底して誘導をきちんとやってくれということで口酸っぱくなるほど、あるいは搭乗者全員で、機関員、誘導員だけではなくて、分隊長3人いれば3人が全員で、安全確認をしながらの誘導などにきっちり努めてくれというふうなことで、指導をさせていただいておりました。

今回の大型水槽車につきましては、分隊長と機関員の2名の乗車員ということもあったんですが、まず、本当に今回のことにつきましては、完全に誘導に関する誘導員の分隊長と機関員の連携のときの落ち度があったというところは、否めない事実でございます。

今後、この事故を受けてということでもないんですが、我々管理職の人間からの指導、これまでも事故があるたびに指導はさせていただいておりましたが、今回の事故の反省を踏まえまして、事故防止対策ということで意識を持ってもらうために、今回はまず全職員からある一定の時間をいただきまして、意見を聴取しました。その中で、156の意見の提出がありました。私のところに出てきたその156の意見を、項目ごとに分けてもう一度現場に戻しまして、次はその絞り込み作業ですね、156の意見ですから重複した意見などもあったんですが、その内容について、もう一度各所属ごとでグループ討議を何回かさせていただきましての絞り込み作業、そして重点項目というふうなものを職員間でそういう作業をしていただきました。そして、また私のところに「重点項目をこのように絞り込んできました」ということで上げていただいたものを精査して、今後の「事故防止対策基本方針」というようなものを6項目ほどにして、また職員のほうに今周知をさせていただいたところです。

今回ちょっと時間をいただいてそのような作業をしたんですけれども、その期間の中で、職員全体の中で事故防止対策に関する意識づけの期間として、何て言いますか、効果があった部分ではないのかなと私なりに考えているところでございます。

あとは、その基本方針をこれから実施していく上で、さらに具体的な実施要領等々を今から、消防職員の任務分担の中で警防、救急、救助等々ありますが、機関員、運行に関することですので警防係長等ですね、それぞれの所属から集めて、もう一度そういう部分で検討させるということは今からさせて、今後の事故防止対策につなげていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 今回も火災現場に出動した際の事故ということなんでしょうけれども、大体消防署で緊急車両が出動するということはほとんどが緊急事態ということで、救急車も含めて急ぐ場合がほとんどだと思います。車も普通の車よりも大きい車も運転するわけですし、死角も多くあるということもあって、今後こういう事故が1年に1回ぐらいずつあるようであれば、やっぱり交通安全指導、運転訓練を定期的に行う必要があるのではないかなと思います。

今回は軽い物損事故だとは思いますが、これが緊急車両が死角に入って人をはねてしまったということになれば、それどころの騒ぎではなくなるので、そういう方向性というのは消防署のほうで考えているのか、お聞きします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。簡潔にお願いします。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、その意見を集約した中で、私が基本方針ということで出しました項目の中にも、今後の操縦訓練のあり方、それから誘導のマニュアルの作成、このようにやっていきましようというようなマニュアルの作成でしたり、あとは安全運転教育なども実施していくということで、先ほど申し上げましたように、具体的にどのような内容でやっていくかということは、今後グループの中で決めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 死角が多い車の中で、まず一つ考えられるのは、バックカメラの設置ですかあるいはコーナーのカメラの設置というものも考えていかなければならないのではないかなと思うんですけれども、これから富谷市も住宅地の中を救急車も走ったり消防車も走ったりすれば、なおさらのことそういうものも必要性が感じられるかなと思うんですが、最後にその辺の見解を聞きます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

156項目の職員からの意見の中にも、ハード面の整備というようなことで、バックモニターでありましたり、あるいは今は車両の周りが全部見えるようなシステムなんかもありますし、あるいはドライブレコーダーの設置というふうなこともございましたが、とりあえず私たちが今すぐにこれから取り組めることということで、先ほどの基本方針ということで進めてまいります。そちらのハード面の部分に関しましては、これから予算の関係もございまして、徐々に進めてまいりたいと

思います。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） ただいまの次長の説明で、事故後のきめ細やかな対策を立てているということとは理解させていただきました。

ただし、民間企業に勤めていた私の立場から申しますと、やはり相手方が過失度が高い場合は保険の適用というものを行っておりましたが、当方どもの過失が多かった場合は自分でという考えの会社でしたが、そういった考えはお持ちではないのか、お聞かせいただきたいんですけども。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 保険制度を有効に利用させていただいてということです。該当職員の処分につきましては、今、諮問委員会にかけまして、それなりの処分をさせていただいているところではございます。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 職員から何か百五十数点お聞きしたということですが、その中で、みずから律するというので、例えばこういう続けての事故ということで、その場合に給料における何らかの減額とかというものなどは出なかったんですか。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 交通事故に関する懲戒の要領の中では、そこまでの処分が該当する内容ではございませんでしたので、そういう処分は考えませんでした。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 緊急で、本当に職員の奮闘もわかるんですが、やはりいろんな対策をとることも必要ですが、みずからも痛みを伴うようなことにもしていけないと、我々が一番頼っている、ある面ではモデル的な立場の方々や初歩的な事故を起こしているということについてはやっぱり内部で、もっときちんと話だけではなくて何らかの制するものも必要ではないかと、そういうところはぜひ職員に徹底するようなことも必要ではないかと思うんですが、どうなんですか。それは担当だけでなく私はこれの上に立っている方がどのように考えるかによって、大分違うと思うんです。内部だけで議論しても、ある域から脱しないと思うんです。理事長、その辺はどうなんですか。もう少し厳しく対応すべきだと思うんですが、見解を求めます。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） いろんな処分の仕方はあると思っております。まず自覚ということが大切

ですし、また組織として、あるいは黒川地域行政事務組合としてのそういった厳しさといいですか、そういったものはとっても大切だと思っています。

我々としましても、そういったものも含めてこれから皆と一緒に律していきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 再再発の生じないように、襟を正して頑張してほしいと思います。

要望です。終わります。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第31号損害賠償の額を定め、和解することについてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第32号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第32号損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書は22ページになります。別紙につきましてもあわせてごらん願います。

議案第32号損害賠償の額を定め、和解することについて。

平成28年10月24日大和町吉田字魚板付近で発生した衝突事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要でございますが、訪問先に向かう途中のくろかわ訪問看護ステーションの車両が県道吉岡升沢線の魚板橋付近において運転操作を誤り、道路標識に衝突した後、歩道縁石に接触し、道路脇の畑に侵入停止したもので、訪問看護車は前方を破損し走行不能となり、また、道路標識と歩道縁石を損壊させたものでございます。

次に、3の損害賠償額につきましては、当方車両の衝突によりまして、道路標識及び歩道縁石を損壊させた損害でありまして、過失割合を組合が100といたしまして、損害額は標識分が9万9,360

円、縁石分が6万5,880円を支払うものとするものです。

なお、損害賠償金につきましては、全額町村会加入の保険から補填されるものです。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第32号損害賠償の額を定め、和解することについてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、平成28年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会は、提出された議案を原案のとおり可決承認されました。

執行部にあっては、各議員から出された意見を事務事業に反映されるよう要望いたします。

会議を閉じます。

平成28年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後0時34分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年12月21日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 浅 野 直 子

署名議員 浅 野 俊 彦